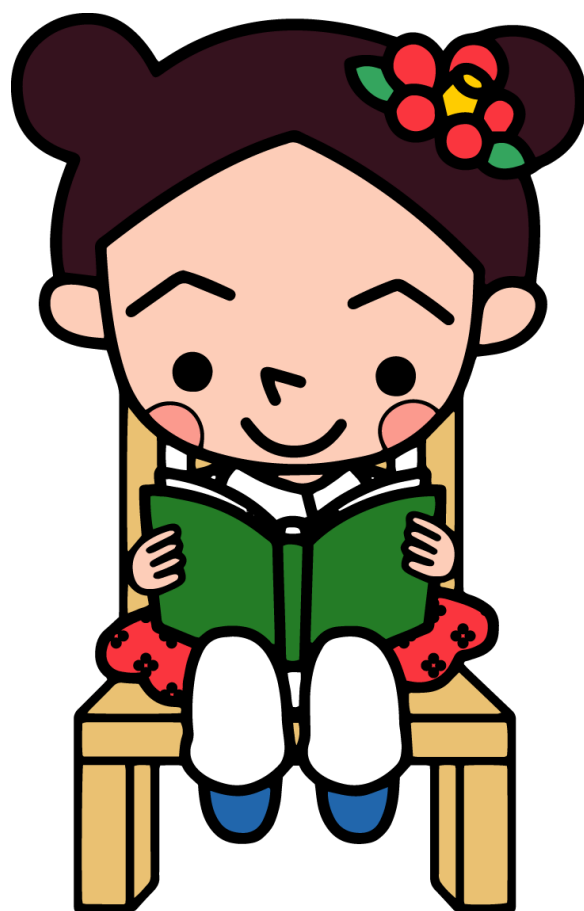


平成29年度
図書館要覧



筑紫野市民図書館

目 次

1. 筑紫野市の概要	2
2. 図書館の沿革・あゆみ	3
3. 施設の概要(館内配置図・移動図書館車「つくしんぼ号」)	5
4. 組織	7
5. 利用状況	8
①蔵書構成.....	8
②本館.....	8
③移動図書館車「つくしんぼ号」.....	9
④全館総計.....	9
6. 事業報告	10
①図書館事業.....	10
②ブックスタート事業.....	12
③おはなし会.....	13
④子どもの読書活動推進事業.....	14
7. 予算	15
8. 統計	16
①年度別利用者数・貸出冊数.....	16
②リクエスト.....	16
③移動図書館車「つくしんぼ号」 地区別利用状況.....	17
④相互貸借.....	18
⑤広域利用.....	19
⑥レファレンス	19
⑦団体貸出.....	20
⑧月別利用状況(詳細).....	21
9. 筑紫野市立図書館設置条例	22
10. 筑紫野市立図書館設置条例施行規則.....	26

1. 筑紫野市の概要

福岡県の中央部、やや西よりに位置する筑紫野市。東西 15.9km、南北 14.1km に広がる市形は、蝶が羽を広げた姿に似ています。西が背振山系、東が三郡山系の一部をそれぞれ形成。平地は市域中央部に広がっています。中央部には平坦地ながらも分水嶺を抱え、御笠川・那珂川水系は北流し博多湾へ、宝満川水系は南流し有明海へそれぞれ注いでいます。

地勢上の特性も影響し、筑紫野市の主要交通体系は市域中央部に南北方向のものが収束する形態を取っており、国道3号や JR、西鉄の鉄道路線などが広域交通体系上の中核的役割を果たしています。鉄道は二日市—福岡間を 12 分から 30 分程度で結び、道路交通には九州自動車道筑紫野インターチェンジが設置されているという、利便性の高い交通条件下にあります。

筑紫野市の由来となる「筑紫(つくし)」は、古事記の国生み神話の中に、「筑紫(筑紫島)、身ひとつにして面四つ(筑紫国、豊国、肥国、熊曾国)」とあります。このことから「筑紫(つくし)」は古代九州の総称であることがうかがわれ、筑紫野市は、その中心的な存在であったといえます。

現在、筑紫野市の中心地、二日市からは、ぐるっと 360 度、見てよし、食べてよし、遊んでよし、休んでよしのさまざまな楽しみが広がっています。

平安時代にその歴史をさかのぼる古寺や万葉の碑。江戸時代の街道筋。四季折々の味覚。自然散策の散歩道。そして温泉。若い方はもちろん、ご年配の方やお子様を問わず、どなたにも楽しんでいただける魅力が満載です。



2. 図書館の沿革・あゆみ

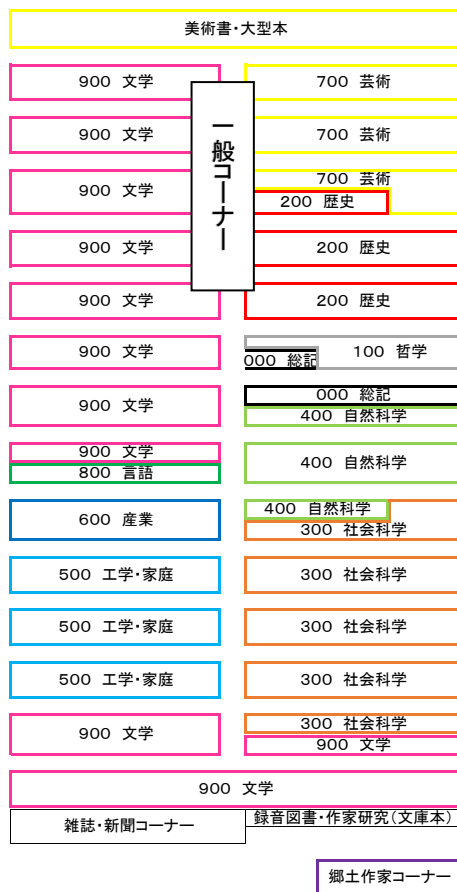
昭和62年	6月 12月	筑紫野市まちづくりプロジェクト設置 筑紫野市まちづくりプロジェクトが「筑紫野市立図書館建設について」市長に提言書を提出
昭和63年	3月 9月	筑紫野市図書館建設・運営準備委員会を設置 筑紫野市議会図書館設置対策特別委員会が「図書館建設基本構想」を承認
平成元年	4月 7月 11月	教育委員会事務局に図書館準備室を設置 図書館新築工事起工式 移動図書館車の愛称が「つくしんぼ号」と決定(『広報ちくしの』12月1日号)
平成2年	3月 4月 7月 11月 12月	図書館新築工事等竣工 移動図書館車を新規購入(積載冊数約3,000冊) 筑紫野市立図書館設置条例施行 名称「筑紫野市民図書館」に決定 筑紫野市立図書館協議会規則、筑紫野市民図書館運営規則施行 移動図書館車「つくしんぼ号」発進式(市内35ステーションを巡回) 筑紫野市民図書館開館記念式典挙(11月3日) 移動図書館車「つくしんぼ号」に自動車電話を設置
平成4年	4月 9月	移動図書館車「つくしんぼ号」のステーションを市内37ステーションに増設 100万冊貸出記念セレモニーを催す(9月5日)
平成5年	5月	利用端末増設(合計2台)
平成6年	6月	200万冊貸出記念セレモニーを催す(6月11日)
平成7年	4月 11月	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回開始(2校) 不要雑誌無料配布開始
平成8年	4月 7月 8月	移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回4校となる 利用者用CD-ROM端末機設置 福岡県図書館ネットワークへ加入
平成9年	2月 4月 5月	貸出利用者延べ100万人突破記念セレモニーを催す(2月13日) 移動図書館車「つくしんぼ号」小学校巡回7校となる 利用者端末増設(合計4台)
平成10年	4月	筑紫野・大野城・太宰府3市図書館相互利用を開始する
平成11年	2月	500万冊貸出記念セレモニーを催す(2月25日)
平成12年	2月 12月	筑紫野市立図書館協議会規則の一部改正 筑紫野市民図書館運営規則の一部改正
平成13年	4月	福岡都市圏(22市町村)図書館等広域利用開始 図書館開館時間一部延長及び一部祝日の開館を開始する
平成14年	12月	蔵書数の増大に合わせ、閉架書庫に中二階を増設
平成15年	2月	新移動図書館運用開始(蔵書3,000冊搭載可能)
平成16年	3月 6月 7月	独自ホームページ開設 利用者端末増設(合計8台) 空調設備修繕工事完了
平成17年	8月 9月	屋上防水改修工事終了 1,000万冊貸出記念セレモニーを催す
平成19年	11月 3月	児童コーナー窓ガラスコーティング工事 高圧受電設備補修工事

平成20年	6月 10月 12月	貸出・返却カウンター改修工事 ガス空調機取替工事 筑紫野市立図書館協議会規則の一部改正
平成21年	5月 6月	筑紫野市民図書館運営規則の一部改正 音楽画像コーナーマルチシステム取替工事
平成22年	5月 11月	図書館業務システム入替及びホームページ改正 ジュニアコーナー設置
平成23年	4月 5月 7月	筑紫野市立図書館設置条例施行規則施行 移動図書館車の運営に関する規則施行 筑紫野市民図書館資料の弁償に関する規程施行 筑紫野市民図書館対面朗読実施要綱施行 筑紫地区社会教育振興協議会図書部会幹事館就任 福岡県公共図書館等協議会福岡地区幹事館就任 市民図書館外壁等改修(～12月)
平成24年	2月 7月	筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定 筑紫野市子どもの読書活動推進会議設置規則施行
平成25年	4月 9月 10月	貸出10冊制限を開始 市民対象の不用図書配布会を実施 今回をもって配布終了 市民対象の不用雑誌配布会を実施 今回をもって配布終了
平成26年	4月 12月	小郡市・筑前町との図書館相互利用を開始 月曜日の祝日開館を開始 筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置条例施行
平成27年	1月 3月 6月	郷土の作家コーナー除幕式を催す(1月6日) 図書館開架書庫にAED設置 対面朗読室を授乳室として提供開始
平成28年	2月 5月 7月	第二次筑紫野市子どもの読書活動推進計画策定 筑紫地区社会教育振興協議会図書部会幹事館就任 筑紫野市こどもの読書活動推進計画策定委員会設置条例廃止
平成29年	3月 6月 8月 12月	集会室空調改修工事完了 第1回日曜ブックスタート開始 筑紫野市民図書館公式フェイスブック、ツイッター開設 館内ホワイエに授乳室設置

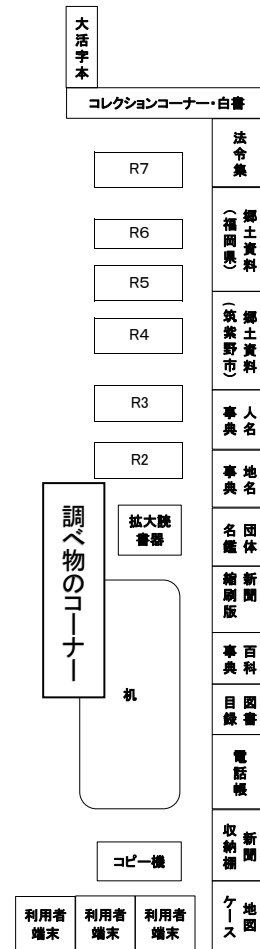
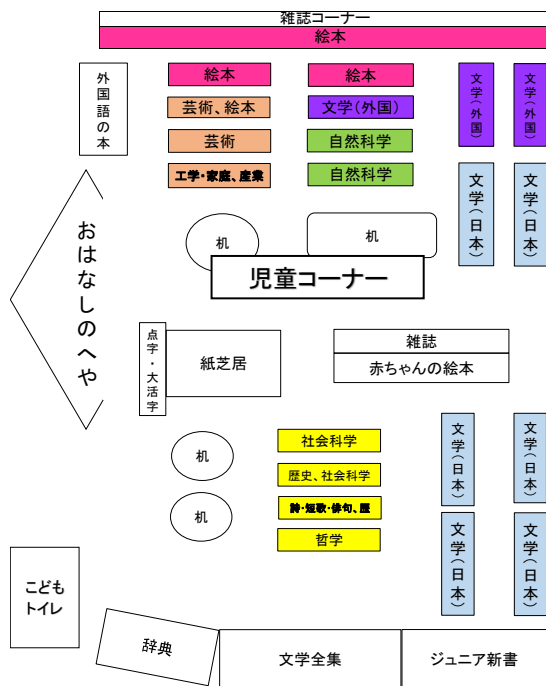


授乳室(赤ちゃんの駅)

3. 施設の概要



新聞・雑誌コーナー



受付カウンター

対面朗読室

ジュニア

出入口

①所在地

〒818-0057 福岡県筑紫野市二日市南1-9-2

TEL 092(928)4343

②施設

当館は、延べ床面積約 2,213 m²、鉄筋コンクリート造り平屋建てのワン・フロアー図書館です。内部は大きくわけて、一般、児童、新聞・雑誌コーナー、調べものコーナー、おはなしのへや、対面朗読室、集会室から構成されています。

③開館時間

火曜日～木曜日、日曜日 10:00～18:00

金曜日、土曜日 10:00～20:00

④休館日

月曜日(祝日の場合、10:00～18:00 開館)

年末年始(12月28日～翌年1月4日)

図書館整理日(毎月最終水曜日)

特別整理期間

⑤貸出期間

	貸出数	貸出期間
本・雑誌・録音図書・紙芝居	10点まで	15日以内
視聴覚資料(CD・カセット・ビデオ・DVD)	3点まで	

⑥移動図書館車「つくしんぼ号」

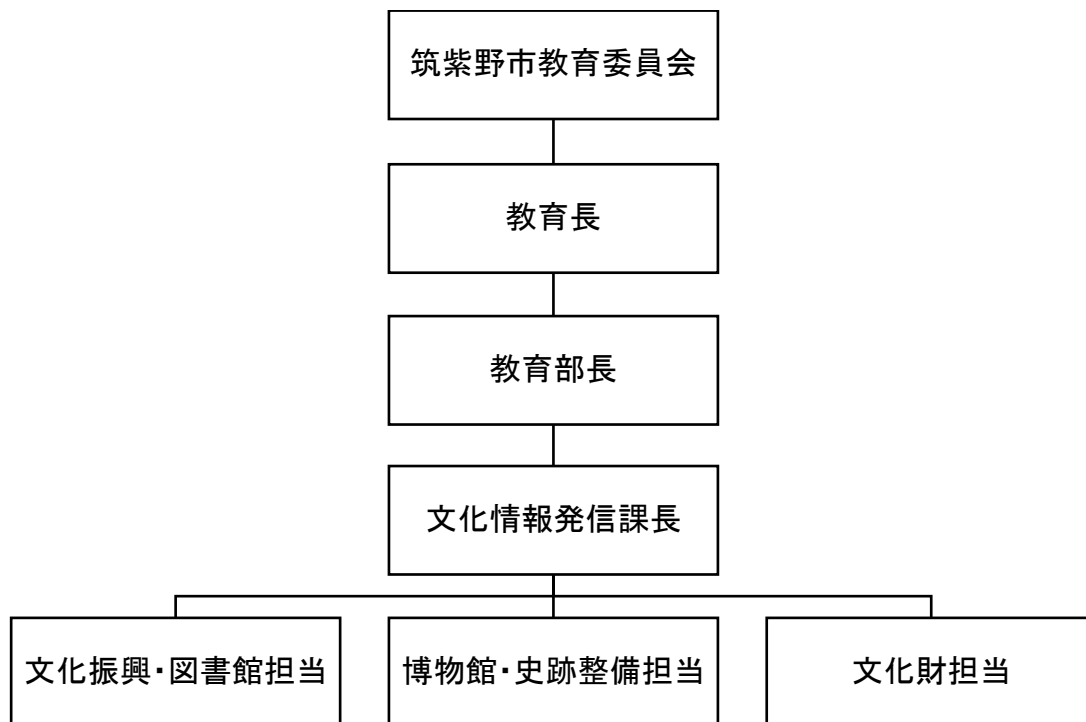
図書館は、“どこでも”“だれでも”気軽に利用できるよう、本館から地理的に遠いところを中心に、移動図書館車のステーションを39か所設置しています。

移動図書館車には、約3,000冊の図書資料が積載されており、図書館から離れている利用者に対してのサービスを行っています。



移動図書館車「つくしんぼ号」

4. 組織



職員：6名（うち嘱託職員2名）

図書館業務委託：
株式会社筑紫ビル管理

文化会館（指定管理）：
公益財団法人
筑紫野市文化振興財団

筑紫野市歴史博物館
五郎山古墳館（分館）



筑紫野市民図書館



筑紫野市文化会館



筑紫野市歴史博物館



五郎山古墳館

5. 利用状況

①蔵書構成

(単位:点)

	一般書	児童書	合計
0. 総記	6,271	463	6,734
1. 哲学	6,435	631	7,066
2. 歴史	18,998	2,046	21,044
3. 社会科学	29,102	3,127	32,229
4. 自然科学	13,292	4,952	18,244
5. 技術工学	19,921	1,936	21,857
6. 産業	7,007	1,137	8,144
7. 芸術美術	17,195	2,716	19,911
8. 言語	4,000	652	4,652
9. 文学	75,513	19,886	95,399
パンフレット	79	—	79
エプロンシアター	—	8	8
パネルシアター	—	146	146
絵本	—	25,685	25,685
紙芝居	—	1,601	1,601
布絵本	—	6	6
おはなし組木	—	8	8
合計	197,813	65,000	262,813

CD	6,789
カセットテープ	45
DVD	717
ビデオテープ	55
合計	7,606

一般書	197,813
児童書	65,000
視聴覚資料	7,606
雑誌	7,522
合計	277,941

備品(※)	29
総計	277,970

※備品は紙芝居用舞台など
上演で必要な道具をさす

②本館

	貸出冊数(点)	登録者数(人)	利用者数(人)	開館日数(日)
4月	59,413	190	15,423	25
5月	43,378	129	11,355	19
6月	51,551	245	12,885	21
7月	62,455	275	16,169	26
8月	62,921	287	16,311	26
9月	62,351	191	16,122	26
10月	61,220	198	16,081	26
11月	56,019	187	14,784	25
12月	52,268	154	13,356	22
1月	54,393	188	14,339	23
2月	54,587	139	14,277	24
3月	62,147	169	16,310	26
合計	682,703	2,352	177,412	289

③移動図書館車「つくしんぼ号」

	貸出冊数(点)	登録者数(人)	利用者数(人)	開館日数(日)
4月	1,454	9	342	16
5月	1,203	0	277	12
6月	1,626	6	352	16
7月	1,231	9	275	14
8月	1,727	11	385	19
9月	1,603	7	350	16
10月	1,437	1	318	17
11月	1,767	11	382	18
12月	1,490	15	304	15
1月	1,392	5	300	16
2月	1,578	5	371	15
3月	1,888	4	411	18
合計	18,396	83	4,067	192

④全館総計

	貸出冊数(点)	登録者数(人)	利用者数(人)
4月	60,867	199	15,765
5月	44,581	129	11,632
6月	53,177	251	13,237
7月	63,686	284	16,444
8月	64,648	298	16,696
9月	63,954	198	16,472
10月	62,657	199	16,399
11月	57,786	198	15,166
12月	53,758	169	13,660
1月	55,785	193	14,639
2月	56,165	144	14,648
3月	64,035	173	16,721
合計	701,099	2,435	181,479

※団体貸出、相互貸借を除く(8. 統計に別添)
 ※利用人数には、貸出延長を利用した人を含む

その他のデータ

- 利用登録者総数 49,815 人
 (うち市在住登録者 42,519 人)
 ※団体貸出の登録者は除く
- 市民への貸出冊数 617,481 点
- 市民一人あたりの貸出冊数
 6.0 点(一世帯あたり 13.9 点)
- 市民の利用登録率 41.0%
- 登録者一人あたりの貸出冊数
 14.3 点
- 蔵書回転率 2.6 回
- 市民一人あたりの蔵書冊数
 2.7 点(一世帯あたり 6.3 点)
- 筑紫野市の人口 103,620 人
 世帯 44,366 世帯
 (平成 30 年3月 31 日現在)

6. 事業報告

①図書館事業

主催講座

日程	講座名、テーマ	講師	参加者
4/22	子どもの読書推進講座 「自分の名前で絵本をつくろう」	さいとう しのぶ	77 人
7/13	ふれあい読書講座 赤ちゃんと一緒にわらべうた	原 敬子	24 組
7/18～8/29	夏休み子ども読書ビンゴ		配布 623 枚 達成 111 枚
9/14	文化講座 落語・紙切り	粗忽家酔書	54 人
11/4	図書館まつり フェイスペイント	アートもん	25 人
11/4	図書館まつり 秋のおたのしみ会	おはなしどんどん	約 40 人
11/5	図書館まつり ワークショップ 布バッグにデコパージュ	アートもん	36 人
11/5	図書館まつり 「おはなしで心に寄り添う」	サトシン	113 人
10/26～11/5	図書館まつり おススメの本を紹介して ブックツリーをかざろう		180 人



ふれあい読書講座



文化講座

図書館見学

日程	学校名	人数
8/29	二日市小学校2年生(まち探検)	34人
9/22	山口小学校特別支援学級	4人
10/3	二日市小学校2年生	136人
10/12	二日市北小学校2年生	96人
10/17、10/18	原田小学校2年生	164人
10/19	山口小学校2年生	47人
10/24	阿志岐小学校2年生	36人
10/26、10/31	二日市東小学校2年生	184人
12/14	山家小学校1、2年生	43人

職場体験研修

日程	学校名	人数
1/24	天拝中学校2年生	2人
2/6、2/7	筑紫野中学校2年生	2人
2/14、2/15	福岡高等学園1年生	3人
2/20、2/21	筑紫野南中学校2年生	3人
2/22、2/23	筑山中学校2年生	3人

初任者研修

日程	学校名	人数
8/2～8/4(3日間)	武蔵台高等学校教諭	1人
8/2～8/4(3日間)	大牟田北高等学校教諭	1人



見学する児童の様子

②ブックスタート事業

ブックスタートとは、「絵本」と「赤ちゃん絵本を楽しむ体験」をプレゼントする活動です。赤ちゃん保護者が、絵本を介して、心ふれあう時間を持つきっかけを届けます。筑紫野市では、絵本2冊をプレゼントしています。

日 時 毎月第3火曜日 13:30～15:00(8月はお盆と重なったため、第3金曜日)

6月25日(日)及び12月24日(日) 10:30～12:00

場 所 市民図書館 集会室

対象者 市内在住の赤ちゃん(4ヶ月～1歳の誕生日まで)と、その家族

ブックスタート参加組数

(単位:組)

4月	5月	6月	6月(日)	7月	8月	9月	10月
39	53	49	29	51	48	63	57
11月	12月	12月(日)	1月	2月	3月		合計
57	34	19	49	61	44		653

筑紫野市ブックスタートボランティア

今年度は市内で活動する下記団体に所属、又は個人で活動されているボランティアさん 37 名に、読み聞かせや絵本の配布などのご協力をいただきました。

「赤ちゃんといほんの会 まんまる」・「金のすず」・「にこにこくらぶ」・「読み聞かせグループ あおぞら」・「りんごの木」

またブックスタートボランティアを対象に、下記のとおり研修会を行いました。

	日程	内容
第1回	10/11	ブックスタート研修会 in 大分(NPO ブックスタート主催)
第2回	3/23	平成 29 年度ブックスタート報告、平成 30 年度ブックスタート説明



③おはなし会

ボランティアによるおはなし会

団体名	活動日時・対象
金のすず	第2金曜日 11:00～11:20(乳児～)、11:40～12:00(乳児～) 第3水曜日 11:00～11:20(乳児～)、11:40～12:00(乳児～) 第2土曜日 11:00～11:30(幼児～)
ぼん太	第1水曜日 11:30～12:00(乳児～)
赤ちゃんとおほの会 まんまる	第1金曜日 10:30～11:00(乳児～)、11:10～11:40(乳児～)
りんごの木	毎週火曜日 11:00～11:20(乳児～) 第2水曜日 11:00～11:20(乳児～)
にこにこくらぶ	毎週日曜日 11:00～11:20(乳児～)

おはなしのじかん(司書によるおはなし会)

毎週土曜日 15:00～15:10(ちいくまちゃん)／15:15～15:30(おおくまちゃん)

第4水曜日 11:30～11:50(みるくまちゃん)

	みるくまちゃん	ちいくまちゃん	おおくまちゃん
対 象	乳児～	～4歳くらい	5歳くらい～
回 数	3回	47回	47回
参加人数	37人 (うち子ども18人)	524人 (うち子ども358人)	397人 (うち子ども301人)

④子どもの読書活動推進事業

今年度は、県の補助事業である、「子どもの読書活動充実事業」を活用し、「中学生読書サポーター養成講座」を実施しました。

また、「第二次子どもの読書活動推進計画」に基づき、市内小中学校のうち、3校を対象に本の配送を行いました。

子どもの読書活動推進会議

	日程	内容
第1回	5/31	新任委員の任命 平成28年度事業報告 平成29年度事業計画について

子どもの読書活動推進担当者部会

	日程	内容
第1回	6/1	推進担当者の任命 平成28年度事業報告 平成29年度事業計画について

小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成講座

活動	日程	内容
養成講座	8/23 小中学生	図書館見学 講演①「読書の楽しさ・大切さについて」 (講師:久留米市立中央図書館ブックトーク研究会 代表 末宗嘉子氏) 講演②「小学生読書リーダーの役割について」 (講師:市教育委員会指導主事 中尾 智浩 氏)
	8/24 小学生	読み聞かせ体験 司書業務体験(本の装備、ポップ作り) グループワーク「読書リーダーとして学校でしたいことを発表しよう」
	8/25 中学生	司書業務体験(本の装備、ポップ作り) グループワーク「読書サポーターとして学校でしたいことを発表しよう」
報告会	12/16 小中学生	講座終了後、各学校で行った活動を発表 認定証交付

7. 予算

歳出(9款 教育費 6項 生涯学習費 5目 図書館管理費)

(単位:千円)

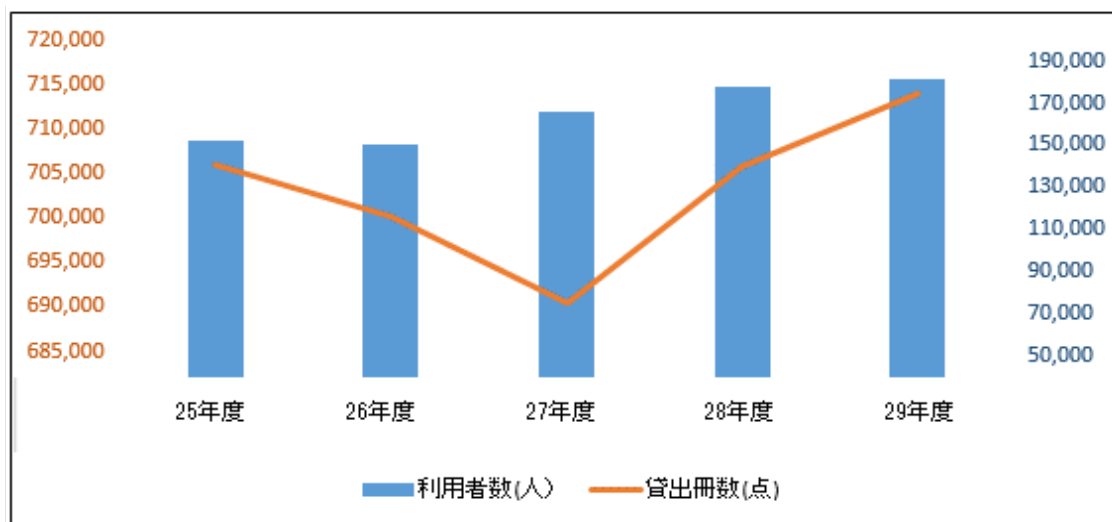
節	29年度	28年度	増減	摘要
1 報酬	4,139	4,149	△ 10	嘱託職員報酬、非常勤職員報酬
2 給料	17,447	12,130	5,317	一般職給
3 職員手当等	11,375	6,554	4,821	扶養手当、地域手当、通勤手当 時間外勤務手当、休日勤務手当 期末手当、勤勉手当
4 共済費	5,064	3,070	1,994	職員共済組合負担金
8 報酬費	112	93	19	講師謝金
9 旅費	88	83	5	費用弁償、普通旅費、特別旅費
11 需用費	14,820	14,308	512	消耗品費、電気料、ガス代 水道・下水道、修繕料、燃料費 印刷製本費
12 役務費	765	1,005	△ 240	電話料、郵便料、手数料 自動車損害保険料
13 委託料	81,348	77,883	3,465	運営管理委託料、調査設計委託料
14 使用料及び 賃借料	4,778	4,728	50	OA機器借入料、通行料、駐車料 その他
15 工事請負費	1,105	3,417	△ 2,312	単独工事費
18 備品購入費	20,316	20,118	198	庁用器具購入費、図書等購入費
19 負担金、補助金 及び交付金	72	72	0	負担金
27 公課費	0	9	△ 9	自動車重量税
合計	161,429	147,619	13,810	

8. 統計

①年度別利用者数・貸出冊数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用者数(人)	152,491	150,361	166,148	178,101	181,479
貸出冊数(点)	706,073 ※	700,052 ※	690,489	705,871	713,957

※団体貸出と相互貸借を含まない



②リクエスト

(単位:件)

	カウンター	OPAC	WEB	携帯	合計
4月	1,385	510	1,675	78	3,648
5月	999	350	1,334	64	2,747
6月	1,427	487	1,399	65	3,378
7月	1,408	505	1,807	93	3,813
8月	1,428	489	1,582	63	3,562
9月	1,774	561	1,855	59	4,249
10月	1,630	599	1,846	86	4,161
11月	1,407	441	1,760	58	3,666
12月	1,180	417	1,533	91	3,221
1月	1,527	470	1,873	65	3,935
2月	1,277	501	1,778	93	3,649
3月	1,675	554	1,996	104	4,329
合計	17,117	5,884	20,438	919	44,358

③移動図書館車「つくしんぼ号」 地区別利用状況

(単位:人、点)

No.	ステーション	カバーできる地域	人口	貸出冊数
1	平等寺公民館	平等寺	302	0
2	美咲隣保館	美咲	383	664
3	北杉塚公民館	杉塚、都府楼団地	1,473	655
4	山口小学校	山口小学校区		345
5	むさしヶ丘公民館	むさしヶ丘団地	2,268	1,051
6	筑紫小学校	筑紫小学校区		563
7	筑紫南コミュニティセンター	原田	5,918	753
8	永岡隣保館	永岡	3,392	437
9	桜台公民館	桜台、常松、諸田	2,298	877
10	筑紫コミュニティセンター	筑紫	3,928	1,400
11	筑紫公民館(ちくし台分館)			
12	天拝坂公民館	天拝坂	2,843	432
13	光が丘公民館	光が丘	3,523	1,264
14	隈公民館	隈	258	248
15	西小田公民館	西小田	368	408
16	馬市公民館	馬市	236	26
17	筑紫駅前通公民館	筑紫駅前通、若江	3,959	749
18	下見公民館	下見一	1,080	473
19	岡田隣保館	岡田	2,001	539
20	牛島公園	牛島	1,123	665
21	葉光が丘パピリオン葉光	西吉木	522	221
22	阿志岐小学校	阿志岐小学校区		427
23	上阿志岐西公民館	上阿志岐東、上阿志岐西、中阿志岐	1,623	202
24	山家コミュニティセンター	山家3・中央・6・7・8・9区	2,359	235
25	宮の森団地第2公園	宮の森団地、ゴルフ場団地	1,432	377
26	みかさ台公民館	みかさ台団地	974	333
27	吉木小学校	吉木小学校区		494
28	東吉木公民館	東吉木	1,176	291
29	大石公民館	大石	214	0
30	山家小学校	山家小学校区		675
31	柚須原公民館	柚須原	44	95
32	山家2区公民館	山家2区	58	229
33	山家1区公民館	山家1区	71	37
34	京町児童センター	京町	4,262	573
35	美しが丘北公民館	美しが丘北	3,418	109
36	筑紫東小学校	筑紫東小学校区		576
37	美しが丘南公民館	美しが丘南	4,848	773
38	原田小学校	原田小学校区		1,107
39	都坂集会所	原	956	93
合計				18,396

④相互貸借

(単位:冊)

館名	貸出	借受	館名	貸出	借受	館名	貸出	借受
朝倉市あさくら図書館	10	0	北九州市立戸畑図書館	12	0	広川町立図書館	2	0
朝倉市中央図書館	14	13	北九州市立門司図書館	1	0	福岡県立図書館	92	307
芦屋町図書館	3	1	北九州市立八幡図書館	18	0	福岡市早良図書館	10	0
飯塚市立飯塚図書館	44	31	北九州市立若松図書館	8	0	福岡市城南図書館	15	0
飯塚市立庄内図書館	15	0	鞍手町中央公民館図書館	0	1	福岡市西部図書館	14	0
飯塚市立ちくほ図書館	2	1	久留米市立北野図書館	1	0	福岡市総合図書館	44	30
飯塚市立穎田図書館	1	0	久留米市立城島図書館	2	0	福岡市中央図書館	4	0
飯塚市立穂波図書館	17	0	久留米市立田主丸図書館	6	0	福岡市西図書館	8	0
糸島市図書館	35	31	久留米市立中央図書館	59	72	福岡市博多図書館	3	0
糸田町図書館	2	0	久留米市立三潁図書館	2	0	福岡市博多南図書館	10	0
うきは市立図書館	15	15	桂川町立図書館	0	3	福岡市東図書館	28	0
宇美町立図書館	14	9	上毛町立図書館	2	0	福岡市南図書館	17	0
大川市立図書館	8	4	古賀市立図書館	37	28	福岡市和白図書館	9	0
大木町図書・情報センター	5	1	篠栗町立図書館	37	1	福智町中央公民館図書室	8	0
大野城まどかびあ図書館	255	117	志免町立町民図書館	25	12	福津市立図書館	32	44
大牟田市立図書館	71	20	新宮町立図書館	26	6	ふくふくプラザ・福祉図書・情報室	0	2
岡垣サンリーアイ図書館	13	0	須恵町立図書館	0	4	豊前市立図書館	3	12
小郡市立図書館	62	48	添田町立図書館	7	1	水巻町図書館	7	5
遠賀町立図書館	3	3	田川市立図書館	22	6	みやこ町犀川図書館	2	0
春日市民図書館	138	45	大刀洗町立図書館	0	1	みやこ町中央図書館	3	3
粕屋町立図書館	13	13	太宰府市民図書館	120	53	みやま市立図書館	28	5
嘉麻市立稲築図書館	5	0	筑後市立図書館	12	8	宮若市立図書館	23	20
嘉麻市立碓井図書館	7	0	築上町図書館	0	4	宗像市民図書館	56	4
嘉麻市立嘉穂図書館	6	18	筑前町めぐばーる図書館	6	0	柳川市立図書館	40	23
嘉麻市立山田図書館	6	0	筑前町コスモス図書館	18	7	八女市立図書館	9	4
カメリアステージ図書館	1	0	鳥栖市立図書館	7	0	行橋市立図書館	20	24
川崎町立図書館	2	0	那珂川町図書館	138	61	県外図書館	24	1
苅田町立図書館	10	5	中間市民図書館	20	9	県内大学・専門図書館	5	4
北九州市立八幡西図書館	22	0	直方市立図書館	17	18			
北九州市立中央図書館	61	77	博多駅地区土地区画整理記念会館	4	0			
合計							1,983	1,235

⑤広域利用

		登録者数(人)	利用者数(人)	貸出冊数(点)
県内	太宰府市	208	13,514	52,730
	大野城市	33	2,503	9,388
	春日市	24	858	2,856
	那珂川町	4	416	1,168
	福岡市	49	1,725	5,985
	宗像市	1	76	195
	古賀市	0	4	19
	宇美町	3	46	132
	篠栗町	0	0	0
	志免町	0	251	612
	須恵町	4	34	93
	新宮町	0	0	0
	久山町	0	0	0
	粕屋町	2	38	89
	糸島市	0	34	117
	福津市	1	49	89
	小郡市	46	1,492	5,131
	筑前町	17	798	1,925
	その他福岡県	4	638	1,984
	県外	佐賀県	5	152
その他		2	164	450
合計		403	22,792	83,618

⑥レファレンス

(単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
28	17	14	22	18	12	13	13	15	18	16	21	207

※クイックレファレンス(すぐに回答できた質問)は除く



⑦団体貸出

利用団体 61 団体(うち小学校 10 校、中学校2校、中高一貫校1校、特別支援学校1校)
貸出総数 10,907 点(紙芝居舞台などの備品含む)

市内学校(五十音順)

(単位:点)

団体名	冊数	団体名	冊数	団体名	冊数
阿志岐小学校	33	福岡高等学園	217	山家小学校	408
筑紫小学校	71	二日市北小学校	288	山口小学校	128
筑紫野中学校	16	二日市小学校	38	吉木小学校	80
天拝小学校	86	二日市中学校	10	リンデンホール スクール中高等部	78
原田小学校	21	二日市東小学校	124		
				合計	1,598

ボランティア団体、地域文庫など

(単位:点)

団体名	冊数	団体名	冊数	
読み聞かせグループ あおぞら	7	デイサービスセンター 陽だまり	93	
朝倉街道保育園	235	デイサービスセンター雅翔	46	
あしきおはなし会	10	発達こどもアカデミー	83	
おむすび保育園	2	はらっぱの会(筑紫南コミセン)	2,004	
拡大写本うさぎ	3	原田家庭文庫	171	
かるた de 食育	1	原田小放課後児童クラブ(ひまわりクラブ)	840	
街道保育所	2	ファミリーサポートセンターちくしの	2	
キッズキッズ保育園 筑紫野	10	二日市北小学校 放課後児童クラブなかよしくらぶ	294	
北杉塚文庫	536	二日市保育所	4	
筑紫野市さるびあ学園	589	ぶっくまま	1	
サンカルナ 二日市	1	放課後児童クラブ 風の子クラブ	380	
下見保育所	1	宝満ラポール原田	22	
筑紫野市シルバー人材センター	2	まんまるスマイル	3	
すきっぷ	2	みかさすくすく	4	
託児所 なでしこ	4	みかさ台文庫	1,066	
筑紫小どんぐりクラブ(放課後児童クラブ)	326	みんなのうた 有料老人ホーム	6	
筑紫小学校成人教育図書委員会	13	武蔵子ども会	7	
筑紫野中央幼稚園	3	山家幼稚園預かり保育運営委員会	3	
筑紫野ブックトークエンジョイ会	23	山口小学校読み聞かせボランティア	15	
ちくしの荘 デイサービスセンター	34	ゆまちっこサロン	2	
筑紫東小放課後児童クラブ(支援員)ひまわりキッズ	8	吉木小学校読み聞かせの会	5	
筑紫東小学童保育所(保護者)ひまわりキッズ	369	ラベンダーヴィレッジ	3	
つくし文庫(牧病院)	1,485	朗読の会スマイル	7	
天拝小放課後児童クラブ	551	市役所各課	31	
			合計	9,309

⑧月別利用状況(詳細)

本館

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸出冊数(点)	図書	一般	36,108	27,420	31,067	35,507	35,713	37,470	36,564	33,431	31,386	32,815	33,193	37,130	407,804
		児童	15,721	10,642	14,033	19,431	19,612	17,310	16,963	15,401	14,315	14,793	14,621	17,286	190,128
		雑誌	2,876	2,052	2,758	3,189	3,329	3,225	3,367	3,189	2,877	3,020	3,106	3,573	36,561
		備品	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚資料	CD	3,495	2,454	2,780	3,216	3,172	3,224	3,224	2,982	2,775	2,783	2,630	3,018	35,753
		ビデオテープ	14	5	7	5	6	7	3	4	3	2	9	3	68
		カセットテープ	8	4	3	4	6	2	8	5	1	5	1	3	50
		DVD	1,191	801	903	1,103	1,082	1,113	1,091	1,007	911	975	1,027	1,134	12,338
	合計	59,413	43,378	51,551	62,455	62,921	62,351	61,220	56,019	52,268	54,393	54,587	62,147	682,703	
	利用者数(人)	15,423	11,355	12,885	16,169	16,311	16,122	16,081	14,784	13,356	14,339	14,277	16,310	177,412	
登録者数(人)	190	129	245	275	287	191	198	187	154	188	139	169	2,352		

移動図書館「つくしんぼ号」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸出冊数(点)	図書	一般	858	665	918	635	917	870	813	920	726	691	820	967	9,800
		児童	499	461	622	512	687	587	528	676	604	562	590	743	7,071
		雑誌	88	74	83	81	116	138	91	166	157	134	163	175	1,466
	視聴覚資料	CD	7	1	3	3	7	8	5	4	1	5	2	0	46
		ビデオテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		カセットテープ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		DVD	2	2	0	0	0	0	0	1	2	0	3	3	13
	合計	1,454	1,203	1,626	1,231	1,727	1,603	1,437	1,767	1,490	1,392	1,578	1,888	18,396	
	利用者数(人)	342	277	352	275	385	350	318	382	304	300	371	411	4,067	
	登録者数(人)	9	0	6	9	11	7	1	11	15	5	5	4	83	

全館

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
貸出冊数(点)	図書	一般	36,966	28,085	31,985	36,142	36,630	38,340	37,377	34,351	32,112	33,506	34,013	38,097	417,604
		児童	16,220	11,103	14,655	19,943	20,299	17,897	17,491	16,077	14,919	15,355	15,211	18,029	197,199
		雑誌	2,964	2,126	2,841	3,270	3,445	3,363	3,458	3,355	3,034	3,154	3,269	3,748	38,027
		備品	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚資料	CD	3,502	2,455	2,783	3,219	3,179	3,232	3,229	2,986	2,776	2,788	2,632	3,018	35,799
		ビデオテープ	14	5	7	5	6	7	3	4	3	2	9	3	68
		カセットテープ	8	4	3	4	6	2	8	5	1	5	1	3	50
		DVD	1,193	803	903	1,103	1,082	1,113	1,091	1,008	913	975	1,030	1,137	12,351
	合計	60,867	44,581	53,177	63,686	64,648	63,954	62,657	57,786	53,758	55,785	56,165	64,035	701,099	
	団体貸出	450	206	2,143	626	233	1,107	1,465	555	1,227	774	1,415	706	10,907	
相互貸借	185	121	176	166	203	149	184	176	114	186	160	163	1,983		
総計	61,502	44,908	55,496	64,478	65,084	65,210	64,306	58,517	55,099	56,745	57,740	64,904	713,989		
利用者数(人)	15,765	11,632	13,237	16,444	16,696	16,472	16,399	15,166	13,660	14,639	14,648	16,721	181,479		
登録者数(人)	199	129	251	284	298	198	199	198	169	193	144	173	2,435		

○筑紫野市立図書館設置条例

(平成2年3月31日条例第15号)

改正 平成9年12月25日条例第36号平成11年3月12日条例第1号

平成11年6月28日条例第14号平成23年3月24日条例第4号

平成24年3月27日条例第7号 平成24年12月28日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に定める図書館奉仕を行うため図書館を設置し、もって市民等の利用者(以下「利用者」という。)の教養、調査研究、レクリエーションに資することにより文化の発展に寄与することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
筑紫野市民図書館	筑紫野市二日市南一丁目9番2号

(構成)

第3条 図書館は、本館及び移動図書館をもって構成する。

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 管理上必要な指示又は指導に従わない者
- (2) 管理上支障があると認められる者

(使用の許可)

第6条 図書館の施設(集会室に限る。以下「集会室」という。)を使用しようとするものは、筑紫野市教育委員会規則で定めるところにより、筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められるもの
 - (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- (4) 暴力団員が役員となっているもの
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの
- (6) その他使用させることにより、当該集会室の設置目的に照して、管理運営上支障があると認められるもの
(目的外使用及び譲渡等の禁止)

第7条 集会室の使用について許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用許可の条件を変更するものとする。

- (1) 使用者が、使用に関する規定若しくはそれらに基づいて発せられる指示に違反したとき又は粗暴な若しくはけん騒な行為等により使用上の秩序を乱し、又は乱すおそれのあるとき。
- (2) 使用者が、集会室を損傷し、又は損傷させるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が、第6条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りの申請により使用許可を受けたとき。
- (5) 公の行事、改装工事その他の事由により教育委員会において集会室の使用を停止する必要があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用者の管理義務)

第9条 利用者は、利用期間中その利用に係る図書館の施設、設備及び図書館資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(損害賠償等)

第 10 条 利用者がその責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備又は図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損して本市に損害を与えたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(協議会の設置)

第 11 条 法第 14 条及び第 16 条の規定に基づき筑紫野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第 12 条 教育委員会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者のうちから協議会の委員を委嘱する。

2 協議会は、8 人以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 13 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 14 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(報酬及び費用弁償)

第 15 条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和 30 年筑紫野町条例第 22 号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 37 号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、教育部文化情報発信課において行う。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 12 月 25 日条例第 36 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 12 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市役所の位置を定める条例等の規定は、平成 11 年 2 月 13 日から適用する。

附 則(平成 11 年 6 月 28 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市公の施設の設置及び管理に関する条例等の規定は、平成 11 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日条例第 4 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

○筑紫野市立図書館設置条例施行規則

(平成 22 年 12 月 1 日教育委員会規則第 14 号)

改正 平成 23 年 3 月 24 日教育委員会規則第 6 号 平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号
平成 23 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号 平成 24 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号
平成 24 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号 平成 25 年 12 月 3 日教育委員会規則第 8 号
平成 26 年 2 月 28 日教育委員会規則第 2 号 平成 30 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号

筑紫野市民図書館運営規則(平成 2 年筑紫野市教育委員会規則第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市立図書館設置条例(平成 2 年筑紫野市条例第 15 号)第 17 条の規定に基づき、筑紫野市民図書館(以下「図書館」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 図書館に、次の職員を置くことができる。

- (1) 館長
- (2) 課等の長補佐
- (3) 係長
- (4) 主任主査
- (5) 主査
- (6) 主任
- (7) 主事
- (8) 主事補
- (9) 司書
- (10) 技師
- (11) 司書補
- (12) 技師補
- (13) その他必要な職員

(職務)

第 3 条 館長は、教育長の命を受け、図書館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 課等の長補佐は、館長の指示する事務を処理するとともに職務を補佐する。

- 3 係長は、上司の命を受け担当事務又は業務を処理し、所属職員を指揮する。
 - 4 主任主査は、上司の命を受けて特に高度な担当業務を掌理する。
 - 5 主査は、係長を補佐し所管の担当を掌理する。
 - 6 司書は、上司の命を受け、図書館の専門的業務に従事する。
 - 7 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受け分掌する事務を処理する。
- (事業)

第4条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第3条第1号に掲げる必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存すること。
 - (2) 図書館資料を市民等の利用に供し、及びその利用のための相談に応じること。
 - (3) 読書会、研究会、講演会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
 - (4) 学校、博物館、公民館、研究所等類縁機関と連絡し、協力すること。
 - (5) 他の図書館、国立国会図書館等と連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
 - (6) 移動図書館の運営に関すること。
 - (7) 集会室の使用に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか図書館の目的達成に必要な事業に関すること。
- (開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時(金曜日及び土曜日は午後8時)までとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、除く。
 - (2) 12月28日から翌年1月4日まで
 - (3) 図書整理日(毎月最終水曜日)
 - (4) 特別整理期間(毎年10日以内で、館長が定める期間)
- 2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、臨時に休館、又は開館をすることができる。

(利用者の遵守事項)

第7条 図書館を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館の施設、設備、備品又は図書館資料を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 館内で飲食をし、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可なくして物品を販売し、若しくは展示し、又はこれに類する行為をしないこと。
- (5) 図書館の施設、設備、備品及び図書館資料の利用を終えたときは、これをもとの状態に復し、又は所定の場所に返還すること。
- (6) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から職員が行う指示又は指導に従うこと。

(利用の制限)

第8条 館長は、この規則及び館長の指示に違反した者については、図書館資料の利用を一時停止し、又は禁止することができる。

(損害の弁償)

第9条 図書館の施設、設備、備品及び図書館資料を汚損し、破損し、又は紛失したときは、館長の指示に従い現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、館長が公的機関の発行する証明書等により天災その他の避けられない事由があると認めるときは、弁償を免除することができる。

(図書館資料の貸出対象者)

第10条 図書館資料の貸出を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 筑紫野市に住所を有する者
 - (2) 筑紫野市に通勤し、又は通学する者
 - (3) 図書館の施設の相互利用に関する協定を締結した市町の住民
 - (4) 前3号に規定する者のほか、館長が特に必要と認める者
- 2 筑紫野市内の地域読書グループ、教育機関等を中心として主体的に読書活動を行うもの(以下「団体等」という。)に対し、図書館資料の貸出を行うことができる。
- 3 前項に規定する団体等は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 市民の読書活動の推進に寄与すると認められる団体等であること。
- (2) 団体等としての活動が確かであり、その運営が適正に行われていると認められる団体等であること。
- (3) 営利を目的とする活動を行う団体等でないこと。

(登録手続等)

第 11 条 図書館資料の貸出を受けようとする者及び団体等は、図書館利用カード申込書(新規、変更、紛失)(様式第 1 号)を館長に提出して、登録をしなければならない。この場合において、名前、住所を確認することができるものを提示しなければならない。

2 団体等にあつては団体等登録届出書(様式第 2 号)を館長に提出しなければならない。

3 前項の団体等登録の有効期間は、届出をした日からその日の属する年度の末日までとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による登録を行ったもの(以下「登録利用者」という。)に対して、図書館利用カード(様式第 3 号。以下「利用カード」という。)を交付するものとする。

5 利用カードを紛失したとき、又はすでに提出している図書館利用カード申込書(新規、変更、紛失)に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、図書館利用カード申込書(新規、変更、紛失)を館長に届け出なければならない。この場合において、名前、住所を確認することができるものを提示しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 利用カードを登録利用者以外のものが使用したことによって、図書館に損害が生じたときは、登録利用者は、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し)

第 13 条 館長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の登録を行い、又は利用カードを他人に譲渡し、若しくは転貸する等の不正行為があつたとき。
- (2) 図書館資料の貸出期間から 1 年を超えて返却しないとき。
- (3) 3 年以上の長期にわたり、図書館資料の貸出を受けていないとき。

(貸出の手続)

第 14 条 登録利用者が図書館資料の貸出を受けようとするときは、利用カードを提示しなければならない。ただし、名前及び住所を確認することができるものを提示し、登録利用者であることが確認できるときは、この限りでない。

(貸出の制限)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する図書館資料は、特に館長が認める場合を除き、貸出をしないものとする。

- (1) 図書館資料のうち参考図書
- (2) 図書館資料のうち、CD-ROM
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、特に重要な図書館資料
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、貸出が不相当と認められるもの

(貸出冊数及び期間)

第 16 条 図書館が登録利用者に貸出をすることができる図書館資料は次に掲げるものとし、その数及び貸出期間は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 図書、雑誌及び録音図書(以下「図書資料」という。)
- (2) 紙芝居
- (3) 大型絵本
- (4) ビデオテープ、CD、カセットテープ及び DVD(以下「貸出用視聴覚資料」という。)

2 図書館が団体等に貸出をすることができる図書館資料は次に掲げるものとし、その数及び貸出期間は別表第 2 のとおりとする。

- (1) 図書及び紙芝居
- (2) 大型絵本、大型紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、おはなし組木及び布絵本

3 前 2 項に係る貸出期間は、貸出をした日から起算し、移動図書館では次の巡回日までとする。

4 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する図書館資料の貸出期間の延長は、当該図書館資料に予約がない限り、返却日から 15 日までを限度として、貸出を継続することができる。ただし、貸出期間の延長は、その期間内に申出があったものに限る。

5 図書館資料の貸出の数及び貸出期間は、館長が特に必要と認めるときは、これを別に指定することができる。

(図書館資料の予約等)

第 17 条 図書館は、図書館資料の予約については、図書資料は 10 冊以内、貸出用視聴覚資料は 1 点を限度として受け付けることができる。

2 前項の受渡し期間は、通知の日から起算して 7 日以内とする。

(図書館資料の返却)

第 18 条 図書館資料の貸出を受けたものは、返却期限までに図書館(移動図書館を含む。)から貸出を受けた図書館資料を返却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休館日又は閉館時間において図書資料及び紙芝居を返却する場合は、図書館が設置した返却専用ポストに入れることにより行うことができる。ただし、図書館が利用者の求めに応じて他の図書館等から借用して利用者に提供した図書等その他館長が特に必要と認める図書資料は、この限りでない。

(返却期限経過後の返却に対する措置)

第 19 条 返却期限を経過してもなお登録利用者が図書館資料を返却しないときは、館長は当該図書館資料の返却を催告するものとする。

2 館長は、貸出期間の返却日の翌日から起算して 20 日を超えて図書館資料を返却しない登録利用者に対しては、図書館資料の貸出を一時停止することができる。ただし、館長が返却の遅延に関しやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(図書資料の複写)

第 20 条 図書館所蔵の図書資料の複写は、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 31 条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 複写できる図書資料は、図書館所蔵又は相互貸借で借り受けした資料で、法第 2 条に規定する貸出をした他の図書館が複写を明示的に禁止しているもの以外とし、複写を希望するものは館長に申し込まなければならない。

3 前項の複写に要する費用は、利用者の負担とし、別表第 3 のとおりとする。

(移動図書館)

第 21 条 移動図書館は市内を巡回して、図書館資料の貸出その他の図書館奉仕を行うものとする。

(図書館資料の寄贈及び寄託)

第 22 条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 寄贈された図書館資料は、図書館の所有に帰属し、寄託された図書館資料の取扱い、又は、図書館の所有に属する資料の取扱いの例による。

(経費の負担)

第 23 条 寄託された図書館資料に要する経費は、原則として寄託者の負担とする。

(寄託図書館資料の返還)

第 24 条 寄託された図書館資料は、寄託者からの請求があったとき、又は館長が必要と認めるときは、これを返還することができる。

(免責)

第 25 条 寄託を受けた図書館資料が、天災その他の避けられない事由により滅失し、又は損傷した場合は、図書館はその責めを負わないものとする。

(集会室の使用)

第 26 条 集会室は、第 4 条に規定する図書館活動の一環として、図書館が主催して行う読書会、研究会、講演会、展示会等に使用する。

2 集会室は、市内に所在する文庫又は読書サークル等図書館の活動に関連のある諸団体が行う行事にも使用することができる。

(使用の条件)

第 27 条 前条第 2 項に規定する団体で集会室を使用できるものは、その使用目的が次に掲げる条件に該当し、かつ、代表者を有するものとする。

(1) 適正な活動計画を有し、図書館の活動に寄与するものであること。

(2) 特定の宗教活動を支持し、又は反対するための使用ではないこと。

(3) 営利を目的とするための使用ではないこと。

(使用の手続)

第 28 条 集会室を使用しようとするものは、筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書(様式第 4 号)により筑紫野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。ただし、年度を通して定期的に使用しようとするものは、あらかじめ年度当初に筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書(様式第 5 号)により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは、その可否を決定し、筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書(様式第 6 号)又は筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書(様式第 7 号)により当該申請者に通知しなければならない。

(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日教育委員会規則第 6 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 24 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 4 日教育委員会規則第 13 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 3 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 16 条関係)

図書館資料名	貸出冊(点)数	貸出期間
図書及び紙芝居	合計 10 冊(点)以内	15 日以内
大型絵本(1 点)		

貸出用視聴覚資料	3点以内	
----------	------	--

別表第2(第16条関係)

図書館資料名	貸出冊(点)数	貸出期間
図書及び紙芝居	合計500冊(点)以内	4か月以内
大型絵本(2点以内)		15日以内
大型紙芝居(2点以内)		
パネルシアター(2点以内)		
エプロンシアター(1点)		
おはなし組木(1点)		
布絵本(1点)		

別表第3(第20条関係)

区分		単位	金額
電子複写式複写(白黒)	A3、B4、A4及びB5	1枚	10円
電子複写式複写(カラー)	A3、B4、A4及びB5	1枚	50円

様式第1号(第11条関係)

図書館利用カード申込書(新規、変更、紛失)

図書館利用カード申込書(新規、変更、紛失)

[別紙参照]

様式第2号(第11条関係)

団体等登録届出書

[別紙参照]

様式第3号(第11条関係)

図書館利用カード

[別紙参照]

様式第4号(第28条関係)

筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書

筑紫野市民図書館集会室使用許可申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 28 条関係)

筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書

筑紫野市民図書館集会室定期使用許可申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 28 条関係)

筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書

筑紫野市民図書館集会室使用可否決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 28 条関係)

筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書

筑紫野市民図書館集会室定期使用可否決定通知書

[別紙参照]

発行日 平成30年8月

編集・発行 筑紫野市民図書館

〒818-0057 筑紫野市二日市南1丁目9番2号

TEL 092-928-4343

URL <http://www.chikushino-city-library.jp/>